

「国有林材の安定供給システム販売」の実施公告（素材）

近畿中国森林管理局における令和8年度第3回「国有林材の安定供給システム販売（素材）」（以下「システム販売」という。）の実施について、下記のとおり公告しますので、希望される者は、近畿中国森林管理局長あてに「国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）」及び「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）」を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、製材工場、原木市場、木質バイオマス発電事業者といった需要者等と近畿中国森林管理局長（以下「森林管理局長」という。）が国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、その協定に基づき計画的な販売を実施するものです。

需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、需要者における加工・流通の合理化等に資することを目的とします。

また、民有林材とあわせた国産材の自給率アップに向けて、原木市場でB材・C材といわれる一般材又は低質材の利用・販路の確保等への取組を支援します。

2 販売予定物件の概要等

- (1) システム販売予定数量等は別添1のとおりです。
- (2) 35号、36号、42号、46号、47号以外の物件については、生産請負契約が締結されていない段階であり、場合によってはシステム販売の公告の取り止め、又は応募いただいても協定を締結しない場合がありますのでご注意ください。
- (3) システム販売の公告に記載した予定数量等の諸条件については、生産事業の状況によって変更する場合があります。
- (4) 申請予定者は現地案内に原則参加することとし、参加希望者は後記13の照会窓口へ2日前までに連絡してください。
なお、やむを得ない事情で現地案内に参加できない場合は、後記13の照会窓口へ連絡し、現地に係る諸条件や林分内容等を必ず確認のうえ申請してください。

3 システム販売の対象となる事業者及びその要件

- (1) システム販売の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者としてします。
 - ア 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）
 - イ 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）
 - ウ 素材生産を実施する事業者（以下「素材生産業者等」という。）

エ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品等需要者が生産する製品等を「最終製品」という）

(2) システム販売の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

ア 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること

イ 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること

ウ 社会保険等に加入していること

エ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）

オ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと

カ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 林経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部長長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

キ 製材工場等については、出荷製材品について J A S 規格が制定されている場合は、J A S 認定工場であること

ク 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申し込みであること

ケ 製材品等需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、製材工場等との共同申し込みで、製材工場等がアの要件を満たす場合、製材品等需要者がアの要件を満たす必要はない）

4 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する要件

申請者及び協定先が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（以下「バイオマス発電所」といい、木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前記 3（2）に加え、次の要件を満たすことが必要です。

(1) バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること

(2) 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと

5 申請書及び企画提案書の作成における留意事項

(1) 申請書（別紙様式 1）は、別添 4 「国有林材の安定供給システム申請説明書（素材）」及び「申請書記載例」を確認し、その内容に沿って記載してください。

- (2) 企画提案書（別紙様式2・3）は、別添5「国有林材の安定供給システム企画提案書記載例」及び様式内の留意事項等を参照の上、記載してください。

6 申請に係る提出書類

- (1) 国有林材の安定供給システム申請書（別紙様式1）
- (2) 社会保険の加入状況
- (3) 保有する資格（一般競争参加資格、JAS認定工場、森林認証材等）
- (4) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その3の3を添付すること
- (6) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙様式2・3）
- (7) 販売先との協定書の写し
- (8) バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前各号に加え、バイオマス発電所との取引協定書の写しを添付すること
- (9) 原材料N・Lの物件を申請する者及び販売協定先の事業者（直接収集運搬する場合は、直近の計量器の検定又は定期検査に合格していることが証明できるもの）の写し

注）複数者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出してください。

別紙様式1及び別紙様式3に係る添付書類は、提出（省略）確認のため、添付書類一覧表を作成し提出してください。

本公告にて複数物件に応募する場合は、1物件に添付書類があれば、その他の物件については省略が可能です。

なお、令和8年4月1日以降の公告日におけるシステム販売への申請が2回目以降となる場合は、令和8年4月1日以降の公告に提出したものと内容に異同がない場合に限り、提出を省略できます。

7 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 審査は、申請書の審査及び別添2「国有林材の安定供給システム審査基準（以下「審査基準」という。）に基づく企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）を選定する企画競争方式で行います。
- (2) 申請書及び企画提案書（以下「申請書等」という。）の審査に当たっては、次の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件（前記3（2）の要件）をすべて満たしているか。

イ 評価項目

（ア）価格点、取組評価点①～⑩ごとに審査し、評価内容に従い配点を付与する。

- (イ) 減点①について、後記9 (3)「実行結果の報告」に基づき、検証を行った結果、協定者の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合であって、その対象とする協定の協定期間終了後最初に実施するシステム販売の公告に対して同一の者が申請した場合（共同申請で代表者が同一の場合を含む。）は、評価内容に従い減点を行う。
 - (ウ) 減点②について、システム販売の合計期間に応じて減点を行う。
なお、この減点は令和元年度から5年後以降適用する。
 - (エ) 取組評価点及び減点について、連名で申請する場合は、単純平均とする。ただし、取組評価点⑥及び減点①は、最小点数の事業者の点数を採用する。
 - (オ) 取組評価点と減点の合計点がマイナスとなる場合は、協定予定者として選定しないこととする。
- (3) 森林管理局長は審査基準に基づく審査の結果、得られた点数により協定予定者を選定します。
なお、応募があった物件でも、適切な協定予定者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。

8 協定の期間

- 42号物件の協定期間は、協定締結の日から令和8年11月30日までとします。
- 54号物件の協定期間は、協定締結の日から令和8年12月4日までとします。
- 35～37号、39号、46号～48号、50号物件の協定期間は、協定締結の日から令和8年12月11日までとします。
- 32号、33号、43号、44号物件の協定期間は、協定締結の日から令和8年12月28日までとします。
- 38号、49号物件の協定期間は、協定締結の日から令和9年1月31日までとします。
- 53号物件の協定期間は、協定締結の日から令和9年2月5日までとします。
- 34号、45号、55号物件の協定期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとします。
- 40号、51号物件の協定期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとします。
- 41号、52号物件の協定期間は、協定締結の日から令和11年2月28日までとします。

9 協定締結に当たっての留意事項

選定された協定予定者に対し、近畿中国森林管理局（以下「森林管理局」という。）資源活用課からその旨通知するとともに、森林管理署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）別販売予定数量、提案された山元購入希望単価を勘案して作成した協定単価案等及び次の条件を提示し、双方が合意した場合に協定を締結します。

- (1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことはできません。

(2) 企画提案内容の遵守

協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとします。

(3) 実行結果の報告

ア 協定者は、協定期間の終了日から10日以内に別紙様式4・5「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」により、企画提案内容の取組状況について森林管理局長に報告を行うものとします。

また、この報告の内容については、公表することがあります。

イ 報告は、電子媒体（PDF・Excel）による送信、郵送、または関係森林管理署等への持ち込みにより森林管理局長へ提出してください。

電子媒体により提出する場合は、(kc_shisuhan@maff.go.jp)へメール送信（電子メール送信容量は上限7MBのため、それ以上の場合は複数回に分けて送信）のうえ、森林管理局資源活用課に受信を確認してください。

ウ 協定者は森林管理局長が行う報告の内容の確認に協力するものとします。

(4) 販売予定数量は、現時点における予定であり、増減があります。なお、販売数量が協定数量に対し30パーセント以上の増減がある場合は、森林管理局長と協定者で協議し、協定の変更を行うものとします。

(5) 販売に当たっては、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）を承諾の上、森林管理署等の長と売買契約を締結していただきます。なお、売買契約約款については、森林管理局のホームページ（公売・入札情報等＞公売・入札情報＞立木・素材情報等：システム販売＞林産物の購入の関する留意事項）に掲載しています。

(6) 出材予定時期については、該当物件に係る生産事業の公告時点での予定であり、事業落札後、直ちに出材が開始されるとは限りませんのでご注意ください。

なお、出材計画については、該当物件に係る生産事業の事業計画をもって示すこととなりますが、事業の進捗により変動することにご留意ください。

(7) 搬出が可能となった材は、土場へ滞留させないよう努めてください。

なお、材の搬出に係る再三の要請に応じない場合は、協定を解除する場合があります。

(8) 重量計測による販売数量の確定については、近畿中国森林管理局が定める換算係数を使用します。

ただし、土場への滞留により材の乾燥が著しいと認められる場合は、換算係数を見直すことがあります。その際の換算係数の算定は甲の指示に従うものとします。

(9) 合法材等に関する証明

販売物件が持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたもの、また間伐材等由来のバイオマスである旨の証明は、売買契約書に記載することにより証明することとします。

(10) 引き渡し地点（土場）以外で数量の検知を行う場合は、引き渡し地点での積載完了後の写真と計測場所での計測状況の写真撮影を行ってください。

(11) 国有林材の引渡しは代金納入確認後となります。

(12) 協定の解除

森林管理局長は、次の一つに該当する場合は、協定を解除することができるものとします。

ア 協定者が犯罪その他信用を失う行為を行ったとき、又は正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反したとき

イ 協定者が協定期間中に前記3（2）に定める要件を失ったとき

ウ 材の搬出について、再三の要請があったにもかかわらず、応じないとき

(13) 損害賠償

前記（12）により協定を解除した場合は、協定者は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

(14) アフリカ豚熱（ASF）対策

山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。

野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。

また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、協定を解除する可能性があります。

10 申請者への通知及び公表

申請者には、審査の結果を森林管理局資源活用課から通知します。また、審査及び協定締結の結果は、申請件数、協定者、協定数量、協定者に係る企画提案の概要等（山元購入希望単価を含む。）についてホームページにより公表します。

11 システム販売の申し込み期限

令和8年6月12日（金） 17時00分必着

12 申請書等の返却の可否等

(1) 提出された申請書、企画提案書等の関係書類は返却しません。

(2) 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的には使用しません。

13 システム販売の申し込み方法及び照会窓口

- (1) システム販売の申請書等の作成等に関する問い合わせは森林管理局資源活用課、物件内容等の問い合わせは関係森林管理署等に連絡してください。
- (2) 協定締結を希望する者（以下「協定希望者」という。）は、申請書に必要事項を記入し、前記6の企画提案書等の関係書類を添付の上、電子媒体（PDF）による送信、郵送または関係森林管理署等への持ち込みのいずれかの方法により森林管理局長へ提出してください。

電子媒体により提出する場合は、(kc_shisuhan@maff.go.jp)へメール送信（電子メール送信容量は上限7MBのため、それ以上の場合は複数回に分けて送信）のうち、森林管理局資源活用課に受信を確認してください。

なお、複数の物件を希望する場合は、物件ごとに申請書等を提出してください。

公募対象森林管理署等照会窓口の連絡先

森林管理署等名	郵便番号	住 所	電話番号
近畿中国森林管理局 資源活用課	530-0042	大阪府大阪市北区 天満橋 1-8-75	050-3160-6700
福井森林管理署 業務グループ	910-0019	福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 8 階	050-3160-6105
兵庫森林管理署 業務グループ	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今 宿 100-1	050-3160-6170
奈良森林管理事務所 業務グループ	630-8035	奈良県奈良市赤膚町 1143-20	050-3160-6150
鳥取森林管理署 業務グループ	680-0842	鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎 2 階	050-3160-6125
島根森林管理署 業務グループ	690-0841	島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 6 階	050-3160-6130
岡山森林管理署 業務グループ	708-0006	岡山県津山市小田中 228-1	050-3160-6135

広島北部森林管理署 業務グループ	728-0012	広島県三次市十日市中 2-5-9	050-3160-1000
広島森林管理署 業務グループ	730-0822	広島県広島市中区吉島 東 3-2-51	050-3160-6145

14 暴力団排除に関する誓約事項等

- (1) 協定希望者は、別添3「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認の上、申請書、企画提案書等の関係書類を関係森林管理署等の長又は森林管理局长へ提出することにより、これに同意したものとなります。また、これについて虚偽又はこれに反する行為が認められる場合は、協定を解除することがあります。
- (2) 売買契約約款は「暴力団排除に関する特約条項」を含んでいますので、協定に基づく売買契約においては、売買契約約款を承諾の上、締結していただくこととなります。

15 申請様式等

- ・別添1 システム販売予定数量等（PDF）
- ・別添2 国有林材の安定供給システム審査基準（PDF）
- ・別添3 暴力団排除に関する誓約事項（PDF）
- ・別添4 国有林材の安定供給システム申請説明書（素材）（PDF）
- ・別添5 国有林材の安定供給システム企画提案書記載例（PDF）
- ・別紙様式1 国有林材の安定供給システム申請書（ワード）
- ・別紙様式2・3 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（エクセル）
- ・別紙様式4・5 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書（エクセル）

令和8年5月26日

契約担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について、（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。